

天草市子どもはぐくみ応援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、天草市子どもはぐくみ応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号）及び天草市社会福祉法人助成条例（平成18年条例第121号）、天草市社会福祉法人助成条例施行規則（平成19年天草市規則第4号）並びに天草市補助金等交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請書添付書類)

第2条 天草市補助金等交付規則第3条第4号及び天草市社会福祉法人助成条例第3条第5号において、市長が必要と認める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 年間事業計画（年間を通じて活動する場合に限る。）
- (2) 会員名簿（申請者が法人である場合を除く。）
- (3) その他補助金の交付決定に必要と認める書類

(事業の実施時における留意事項)

第3条 事業の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 常駐できる責任者のほか活動の補助ができるスタッフを1名以上配置すること。
- (2) 法令順守及び個人情報保護に関する取組みを徹底すること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) フードバンク・ネットワーク支援事業

前条で定める補助対象経費の合計額に交付要綱で定める補助率を乗じた額と上限額を比較して少ない方の額とする。なお、年度の途中で他の団体等から助成金等の交付を受けられることとなった場合は、当該助成金等の算定とならない期間の対象経費から算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (2) 子ども食堂等スタートアップ支援事業

前条で定める補助対象経費の合計額に交付要綱で定める補助率を乗じた額と上限額を比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (3) 子ども食堂等運営支援事業

①子ども食堂

交付要綱に定める1回当たりの単価をもとに当該年度内における子ども食堂の開催数により積算した額と上限額を比較して少ない方の額とする。

②フードパントリー

当該年度内に実施した回数に交付要綱で定める1回当たりの単価を乗じた額と上限額を比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付にあたり、以下の条件を付す。

- (1) 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該事業に参加した児童やその家庭の状況について、市より照会があったとき、並びに事業の実施に際し、養育環境に課題等を確認し、又はその疑いがあると認めたときは、速やかに市に報告するものとする。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合、及び事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙様式第 1 号により速やかに、市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を市に返還しなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（実績報告書添付書類）

第7条 天草市補助金等交付規則第 12 条第 3 号及び天草市社会福祉法人助成条例施行規則第 5 条第 3 号において、市長が必要と認める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 領収書等支出内容が確認できる書類の写し
 - (2) その他事業の実施が確認できる書類
- （その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和３年６月２５日から施行し、令和３年４月１日以降の活動から適用する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

	費目		内容
フードバンク・ネットワーク支援事業	報酬		事業に従事する者に対して支払われる人件費
	需用費	消耗品費	活動上必要とされる事務用の文具類
		燃料費	食材の受取や配布に係るガソリン代
		印刷製本費	パンフレット等の印刷代
		光熱水費	電気、ガス、水道の使用料。ただし、自宅や他の事業に使用する事務所等（子ども食堂に関するものを除く。）を利用する場合は、対象外とする。
		修繕料	事業に係る設備等の維持管理のために要する費用
	役務費	通信運搬費	郵便料や電話代など事業に要した通信費
		手数料	有料道路の通行料、振込手数料など
		保険料	団体の構成員の事業に係るケガや賠償責任の補償を行う保険や車両保険等の保険料
	使用料及び賃借料		事業に係る倉庫等の使用料や車両のリース料。ただし、自宅や他の事業に使用する事務所等（子ども食堂等に関するものを除く。）を利用する場合は、対象外とする。
備品購入費		取得価格が1万円以上のもの。ただし、事業の実施に最低限必要なものに限る。	
その他		その他事業に必要な経費と市長が認めたもの	
子ども食堂等 スタートアップ支援事業	需用費	消耗品費	食器類や調理器具、事務用の文具類の購入費（取得価格が1万円未満で、使い捨てではないもの。）
		印刷製本費	チラシ等の製作に要する費用（新規開設を周知するもの）
		修繕料	施設及び設備の修繕に要する費用。ただし、事業の実施に必要なものに限る
	工事請負費		建物の改修に要する費用。ただし、事業の実施に必要な改修に限る
	備品購入費		取得価格が1万円以上のもの。ただし、事業の実施に必要なものに限る
子ども食堂等 運営支援事業	報償費		子どもたちを対象としたイベント等に要した講師謝金。ただし、会員への支出は対象外とする。
	需用費	消耗品費	学習支援や遊びの体験などに要する消耗品（感染症対策のための消毒用品を含む。）、食事の提供に必要な食器や調理用の消耗品、活動上必要とされる事務用の文具類
		燃料費	暖房機器などの燃料、弁当や食材の配布に係るガソリン代
		食材費	料理教室や子ども食堂、フードパントリーの食材費

		印刷製本費	パンフレット等の印刷代
		光熱水費	電気、ガス、水道の使用料。ただし、自宅や他の事業に使用する事務所等（子ども食堂ネットワークに関するものを除く。）を利用する場合は、対象外とする。
	役務費	通信運搬費	郵便料や電話代など事業に要した通信費
		手数料	精米代、振込手数料など
		保険料	参加者及び団体の構成員の事業に係るケガや賠償責任の補償を行う保険の保険料
	使用料及び賃借料		事業に係る施設等の使用料や賃借料。ただし、自宅や他の事業に使用する事務所等（子ども食堂ネットワークに関するものを除く。）を利用する場合は、対象外とする。
	その他		その他事業に必要な経費と市長が認めたもの

様式第 1 号

年 月 日

天草市長 様

住 所
補助事業者 団 体 名
代表者名

年度天草市子どもはぐくみ応援事業補助金に係る消費税及び地方消費税
の額の確定に伴う報告書

天草市子どもはぐくみ応援事業補助金交付要領第 6 条第 4 号の規定に基づき、下記のと
おり報告します。

記

1 事業実績報告書に基づく補助確定額

円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額（要返還相当額）

円

3 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資
料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。